# 一般社団法人大分県バスケットボール協会慶弔規程

#### 第1条

この規程は、一般社団法人大分県バスケットボール協会に係る慶弔に関して、必要な事項を 定め、以てその円滑かつ適切な運営を目的とする。

## 第2条

- この規定の適用を受けるものは、以下のとおりとする。
  - ① 本協会の役員(理事、監事)
  - ② 本協会の名誉会長等(本協会の定款第45条に定める名誉会長、相談役、顧問、参与)
  - ③ 本協会と関連の深い個人及び団体又は顕著な功績のあった個人及び団体など会長が認めた者
  - ④ 本協会主催の事業実施中に死亡した協会員

### 第3条

この規程にいう慶弔の内容は次のとおりとする。

- 1 慶事 前条の規定に該当するものが、国、全国規模の関係団体等から全国表彰を受け、 祝賀会が開催される場合は、祝花、祝電等により祝意を表する。
- 2 弔事 前条の規定に該当するもの本人及び関係者の死亡について、以下の区分により 弔意を表する。なお、疑義ある場合は会長の判断による。

	本人	配偶者、一親等の血族
前条①	供花・弔電・香料1万円	供花・弔電
前条②-1	供花・弔電・香料 5 千円	供花・弔電
前条②-2	弔電	弔電
前条③	弔電	弔電
前条④	弔電・香料5千円	

※前条②-1~名誉会長、相談役、顧問

※前条②-2~参与

#### 第4条

この規定に該当する事項があった場合は、専務理事または事務局長に連絡する。その後、速やかに理事・監事に連絡する。

#### 第5条

この規定を変更する場合は、理事会で行うものとする。

#### 附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。 令和 4 年 6 月 22 日、一部改訂。